

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- * 教師も子どももいじめは人間として絶対に許さないという認識を徹底する。いじめの加害者にも被害者にもなるという認識をすべての子にもち対応する。
- * 未然防止：環境整備に努めると共に、生徒指導が機能する授業、ピア・サポート活動を充実し、子どもの心を育み信頼関係を醸成する。学校・家庭・地域が互いに密接な連携をはかり、いじめを許さない風土をつくる。
- * 早期発見：表情、発言、行動、日記、アンケート結果、家庭の状況、子どもや教師・保護者等からの連絡により子どもの現状を把握する。
- * 早期対応：いじめ対策委員会やケース会議を開き、チームで迅速な対応をする。

【未然防止】

- * 道徳の時間や学校生活における様々な機会に「生命尊重・人間尊重」の指導を継続的に行い、生命を大切にすることを養う。
- * 「心をこめて聴く・話す」ことを中心に全ての児童が参加できる授業作りに努め、一人一人の自己肯定感を高めていく。
- * あいさつ運動を通して、人間関係作りの基礎を培う。
- * 全ての子どもの良さを認め励ます指導を継続的に行うことで信頼関係を築くと共に、自己肯定感を醸成する。
- 昨年度の取り組みの評価 —
- 全ての子どもの良さを様々な場で紹介し合うことで、他学年の子どもの良さにまで目を向けることができるようになった。

【早期発見】

- * 「いじめ・人権」というフィルターを通して、日頃から子どもの言動等の変化を見逃さない。
- * 縦割り班活動や出入りの授業を通して、多くの教師の目で子どもの様子を見取り、情報を交換する。
- * 年2回の心のアンケートから子どもの現状をつかむ。
- * 学童との情報交換を定期的に行う。
- 昨年度の取り組みの評価 —
- 年2回のアンケート結果の聞き取りを丁寧に行うことで、いじめ等に対する早期発見が可能になった。

【早期対応】

- * いじめに対し学校全体で事実確認・情報共有し、共通理解と役割分担を明確にして組織で対応する。
- いじめ対策委員会・ケース会議
- 全体像把握 具体的な対応方針と指導計画等の決定
- * 個別で複数対応調査し、該当者全員から確認する。
- いじめられた子とその保護者への支援
- いじめた子とその保護者への指導と助言
- まわりの子への指導
- 職員が保護者への確認した事実を伝え協力を求める。
- 昨年度の取り組みの評価 —
- 複数の教師で対応したことで、いじめられた子、いじめた子に丁寧な指導ができた。

【PTAや地域との連携】

- * 「学校だより」「懇談会」等を利用して教育方針や生徒指導方針・子どもの表れ等の情報を家庭や地域に発信し教育に対する理解と協力を得る。また、『教育面談』等で保護者の思いを受け止める。
- * PTA 組織や自治会・いなっこ守り隊、民生委員等と子どもの情報を交換すると共に連携を深める。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- * 道徳、学級活動を中心にいじめについて考える場や機会を設定し、子どもが自らいじめをなくそうとする態度を育む。(4月・ちくちく言葉とふわふわ言葉)
- * 児童会より代表委員会を通して、学級ごとにいじめについて考える機会をもてるように提案していく。
- * 帰りの会等でピア・サポート活動を行う中で、全員の良さを認め合う風土を創る。
- * 学期ごとに目指す授業像の振り返りをする。

【いじめ対策委員会】

- 委員長：校長
- 委員：教頭・生徒指導主任
- 教務主任・養護教諭
- 該当学年担任
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 特別支援コーディネーター
- ※必要に応じて※
- 民生児童委員・主任児童委員・PTA 会長

【職員研修・指導体制】

- * 授業研究の柱に、子どもの学ぶ姿勢・話す聴く・授業像など、生徒指導的な面を入れる。

【取組等の点検】

- * ピア・サポート研修を行い、ピア・サポートについて理解を深め、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に活かす。
- * いじめの事例研究・演習を行い具体的な対応方法を学び子どもの理解を深める場とする。

【関係機関との連携】

- 市教育委員会や子ども家庭課、児童相談所、警察等と情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行う。